町会合併合意書（例）

◯◯町会（以下「甲」という。）と◯◯町会（以下「乙」という。）は，甲と乙の町会合併（以下「本件合併」という。）について，本件合併協議をもって，お互いの認識を確認し，円満に合併するため，以下のとおり合意する。

（趣旨）

第１条　町会は，地域住民にとって重要な活動を行っており，その存在は必要不可欠なものである一方，加入数が減少しているほか，高齢化が進み役員のなり手や活動の担い手が不足している状況にあり，従来の体制を維持していくことが困難となっている。本件合併は，新たな体制を構築することで活動におけるスケールメリットや課題解決の一助となるほか，本件合併を機に，地域住民に対する町会活動への理解を促進することで担い手確保を図るなど，持続可能な運営体制を構築する。

（合併方法）

第２条　甲および乙は合併し，甲は存続し，乙は解散する。

（名称）

第３条　町会名は，◯◯町会とする。

（合併日）

第４条　本件合併日は，（元号）◯◯年◯◯月◯◯日を目途とする。

（新体制）

第５条　新体制の内容は，基本，従来の甲の体制を継承することとし，甲は，体制の維持と新たに増える地域（乙の地域）を包括する。乙は，甲の従来の体制に則り，可能な限り準拠する方向で協議する。

２　新体制の内容は，次に掲げる項目とする。

一　会則は，甲のものを継承する。ただし，本件合併に伴い必要とされる項目の追加は妨げない。

二　会費は，一世帯月額◯◯◯円とする。

三　区域は，◯◯町◯◯，◯◯，◯◯番とする。

四　班割は，◯班から◯◯班までとし，◯◯班を欠番とする。なお，班割の境界線は，◯◯町会略図を持って示す。

五　役員体制は，甲の現行役員に，乙の現行役員を以下のとおり加える。また，乙の各事業部長等の役員は，可能な限り，甲の事業部副部長等として協力する。

　⑴　乙の会長は，甲の副会長に就任する。

　⑵　乙の副会長は，◯◯班から◯◯班までの相談役に就任する。

　⑶　◯◯班から◯◯班までの班長は，乙により別途調整する。

六　財産は，乙が（元号）◯◯年度内に実施する各種事業が終了後，全ての権利，義務や財産を甲に継承する。

（事業内容）

第６条　事業内容については，負担の少ない持続可能なものとするため，甲および乙の既存事業を精査し，見直しを検討する。

（合併周知）

第７条　本件合併が円滑に進むよう会員へ出来る限りの情報提供を実施するほか，地域住民による町会への認識を高めるためのイベント等を立案し，効果的な周知を図ることとする。

（関係書類）

第８条　町会運営に係る乙の関係書類は，書類内容の説明とともに甲に引継ぎ，甲で保管するものとし，一定期間の間，関係書類の内容に関する甲からの質問等は，乙の役員等が対応する。

（問い合わせ等）

第９条　本件合併後に発生した住民等からの質問等については，原則，甲が対応する。

（会計処理）

第10条　甲は，（元号）◯◯年度の事業報告および収支決算を作成し，本件合併後の新体制により，会計監査および会員からの承認行為を実施する。

２　乙は，（元号）◯◯年度の開始日から合併前日までの期間をもって事業報告および収支決算を作成し，本件合併後の新体制により，会計監査および会員からの承認行為を実施する。

（合併の決定）

第11条　本件合併の最終決定は，甲および乙によるそれぞれの総会等の実施により会員の承認行為をもって決定する。なお，総会等の開催時期は，（元号）◯◯年◯◯月末までに開催することを目途とする。

（解除）

第12条　本件合併が成立に至らなかった場合は，本合意書を解除する。ただし，甲乙協議のうえ，合併条件を変更した場合は，その限りではない。

（補則）

第13条　本合意書に定めのない事項について疑義が生じた場合は，本件合併の趣旨に則り，必要に応じて甲乙協議し，これを定める。

本合意を証するため，本書２通を作成し，甲乙両者記名押印のうえ，各自その１通を保有する。

（元号）◯◯年（◯◯◯◯年）　　月　　日

甲　亀田本町第五町会

会長　　武　内　　秀　夫

乙　亀田本町第二町会

会長　　相　馬　　雅　恵